

仕 様 書

1 業務名

せとうち7県の広域モデルルートデジタル化事業

2 実施時期

契約締結の日～ 令和5年9月29日（金）

3 業務の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という）は、瀬戸内を囲む7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）が合同して瀬戸内ブランドを確立し、地域経済活性化や豊かな地域社会実現を目的としている。

そのためには、瀬戸内の魅力を国外の現地旅行会社と将来的な旅行者検討者に向けて発信し、国外から選考される魅力ある観光地域づくりを促進し、もって旅行者等の来訪及び滞在の促進による地域の活性化を図ることが必要である。

その認識のもと、機構がターゲットとする米・英・仏・独・豪の高付加価値旅行者等が、機構オウンドメディア（以下、コンテンツプラットフォームとする）内における瀬戸内のモデルルート等を参考にしながら魅力的な情報を入手し、瀬戸内地域への周遊旅行が計画できるようにすることを目的に、次の4の業務を行う。

4 業務の内容

（1）機構作成のモデルルートを基にした記事情報作成およびデジタル化

機構が作成したせとうち7県を周遊するモデルルート（23ルート）について、その魅力が閲覧者に十分に伝わるよう宿や食、地図や観光コンテンツの写真や動画、説明文等を工夫して構成されたモデルルートのデジタルデータを作成する。具体的な構成は、モデルルートを紹介する特設サイト内にトップページを設け個別のモデルルートが一覧から地図上に視覚的に検索しやすくなるよう工夫し、個別ページで各モデルルート（23ルート）情報が掲載された形とする。また、当該特設サイトはコンテンツプラットフォーム内の指定箇所へ格納することとする。

その際、以下の点に注意すること。

ア 文章について

作成する個別のモデルルート情報は1ルート単位で作成すること。なお、文章等についてはネイティブによる英語で作成すると共に、校正の際に確認しやすいよう日本語訳ページも作成すること。

また、他のルート作成時に使用した同内容の写真や文章を複数回使用しても構わないものとするが、ターゲットに応じた内容となるよう配慮すること。

イ 写真・動画等及び文面について

画像等の素材を使用する際に必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続等は、受託者自身で行うこととし、必要となる経費は全て委託金額に含むこと。なお、機構による画像等の二次利用も可能なものとする。

ウ 言語について

作成する記事はネイティブによる英語で作成すること。なお、掲載は英語のみとするが、最終納品物は英語と日本語のものを提出すること。また、少なくとも2回以上は委託者が校正する機会を設け、委託者の意向を随時確認しながら制作すること。

(2) コンテンツプラットフォームへの格納

(1)により作成した文章について機構担当者の確認を経たものについては、機構のインバウンド向けサイトであるコンテンツプラットフォーム (<https://www.setouchi.travel/en/>) の指定の場所に格納すること。また、ルートごとに全容が分かる地図情報を掲載すること。

その際、以下の点に注意すること。

ア 著作権

本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て機構に帰属する。また、第三者に委託した場合においても適用する。なお、原則として委託者の業務の実施、運営、広報等のために必要な範囲内で、委託者自らが複製し、もしくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は委託者の委託した第三者をして複製させ、もしくは翻案、変形、改変その他の修正をさせることができるものとする。

イ 情報セキュリティ対策

- ・情報セキュリティ上、問題を発生させる恐れのある機器及びソフトウェアを使用しないこと。
- ・セキュリティ上の脅威が見地された場合に、機構へ速やかに連絡できる仕組みを構築すること。
- ・当業務遂行にあたり収集した個人情報については、法律等の規定に基づき適切に管理すること。また、万が一漏洩等が生じた際はすみやかに機構へ報告すること。

ウ 露出及び委託者による確認について

- ・掲載記事の露出にあたっては、情報収集、掲載可否確認、画像収集、記事作成等を受託者が行うこととし、その旨が分かる報告書を提出すること。
- ・露出前に、その内容について委託者が日本語訳及び英語で確認できる体制を構築すること。

5 執行体制

上記業務の実施にあたって、機構に対して、サポートや総合的な助言を行うことが可能な体制を整えること。また、その実施体制については提案書に記載すること。

6 報告書・成果物の提出並びに納品について

- (1) 提出物 事業実施報告書 1部
- (2) 提出場所 せとうち観光推進機構
- (3) 提出期限 令和5年8月31日(木)

なお、報告書の作成にあたっては、以下について留意すること

- ①事前に監督職員の承認を受けること
- ②事業実施状況等をわかりやすく編集すること
- ③事業実施による効果を調査し、とりまとめること。

7 経費について

各業務に係る撮影、編集、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、宿泊、車両やカメラマン等の手配、各種データ費等）は、全て委託金額に含むこと。

8 委託上限額

4,050,000円以内（消費税を含む）

9 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、業務終了後の完了払いとする。また計画にあった項目が実施できなかった場合は、提出のあった見積書から、その費用を差し引いた額で変更契約することとする。

10 作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (1) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (2) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (3) 上記(1)(2)の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

1.1 その他

- (1) 機構と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、適正に履行すること。
- (3) 受託者は、当該委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えた時は、その損害の責めを負う。

(一社) せとうち観光推進機構

担当：高橋、三石

TEL：082-836-3217